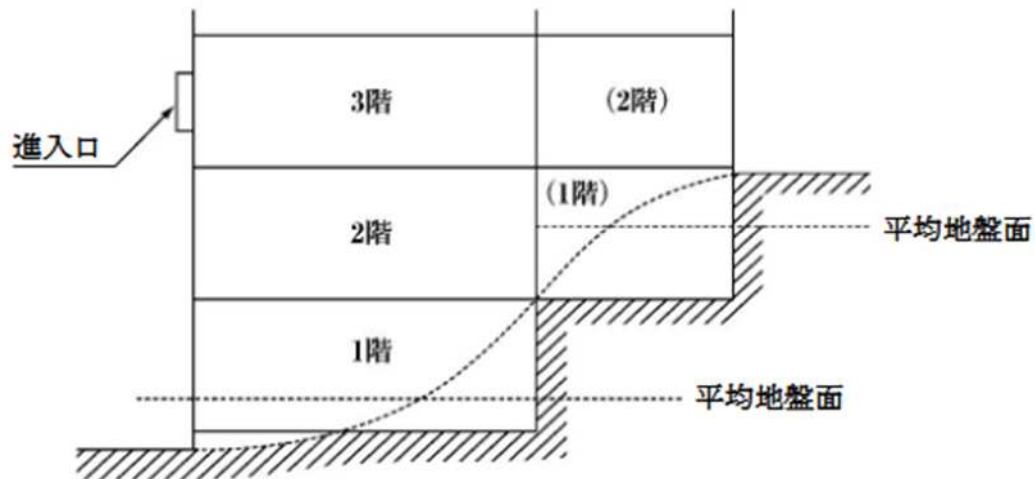


非常用の進入口

1 設置対象（建基政令第126条の6）

- （１） 建築物の同一の階が、平均地盤面が異なることで部分により階数が異なり、当該階の一部が3階以上の階である場合は、当該階を3階以上の階として非常用進入口（以下「進入口」という。）を設けるものであること。（第1図参照）



第1図

- （２） 病院、ホテル、社会福祉施設等の就寝施設を有するものは、非常用エレベーターを設けた場合であっても、31m以下の階には進入口を設けること。

2 道又は道に通じる通路等

建基令第126条の6第2号及び建基令第126条の7第1号に定める「道又は道に通じる幅員4m以上の通路その他の空地」は、次によること。

- （１） 道は、原則として建基法第42条第1項又は第2項に規定するものであること。
- （２） 通路その他の空地には、消防活動に支障となる段差、池、樹木、機械設備等がないこと。
- （３） 公園その他の広場が存するものであっても、当該建築物の敷地でない場合は、通路その他の空地に含まれないものであること。
- （４） 建築物の中庭は、次のア及びイに適合する通路が道に通じている場合は、その他の空地に含まれるものであること。
- ア 幅及び高さは、それぞれ4m以上であること。
- イ 通路の出入口（道路側及び中庭側）には、門扉、柵等が設けられていないこと。
- （５） 路地状敷地（敷地が4m以上接道していない）に建築される建築物について、下記基準に適合する場合においては、建基令第126条の6及び第126条の7に規定する進入口が「道又は道に通じる幅員4m以上の通路その他の空地に面する」ものとして取扱う。
- ア 道から非常用進入口などまでの延長が20m以下であること。
- イ 路地状部分の幅員は2m以上あること。
- ウ 地階を除く階数が3であること。
- エ 建基法第2条第2号に規定する特殊建築物ではないこと。
- オ 進入口など（当該進入口などに付随するバルコニーその他これに類するものを含む）が、

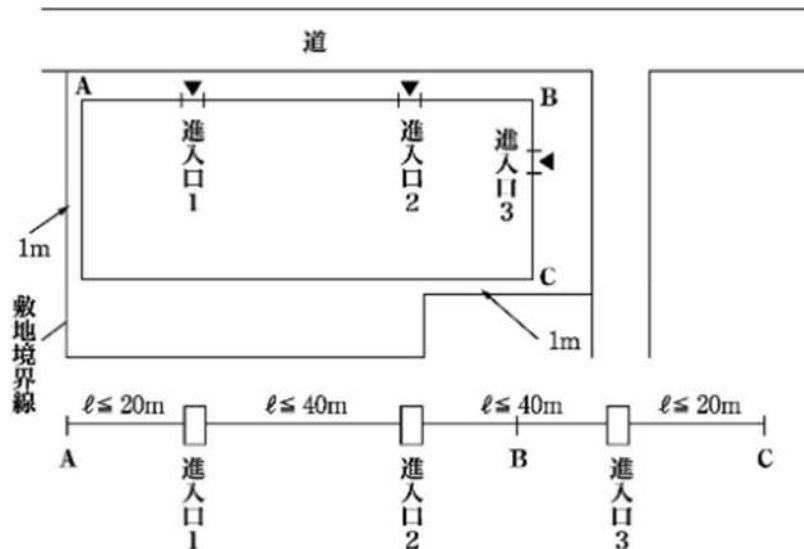
道から直接確認できる位置に消防上有効に設置されていること。

3 進入口の間隔、構造

(1) 進入口の間隔は、次によること。(第2図参照)

ア 間隔の算定にあたっては、進入口の設置を要する各壁面を通算できるものであること。

イ 進入口の間隔は、40m以内とし、かつ、進入口の設置を要する外壁面と設置を要しない外壁面との境界から20m以内とすること。



第2図

(2) 進入口の構造

進入口の開口部のうち建基政令第126条の7第4号に定める「破壊して室内に進入できる構造」として扱える開口部は、「無窓階の取扱い」によること。

(3) バルコニーは次によること。

ア バルコニーには手すりを設け、その高さは概ね1.1mとすること。

イ 建基令第126条の7第1号から第7号までに適合する屋外階段の踊り場又は外気に開放された廊下、ベランダ等は、バルコニーとして扱えるものであること。

4 代替開口部

建基政令第126条の6第2号に定める「窓その他の開口部」(以下「代替開口部」という。)は、次によること。

(1) 床からの高さは、消防活動上支障のない高さ(概ね1.2m以下)であること。

(2) 窓に手すり等を設ける場合は、手すりから上部の部分を窓の有効寸法とする。

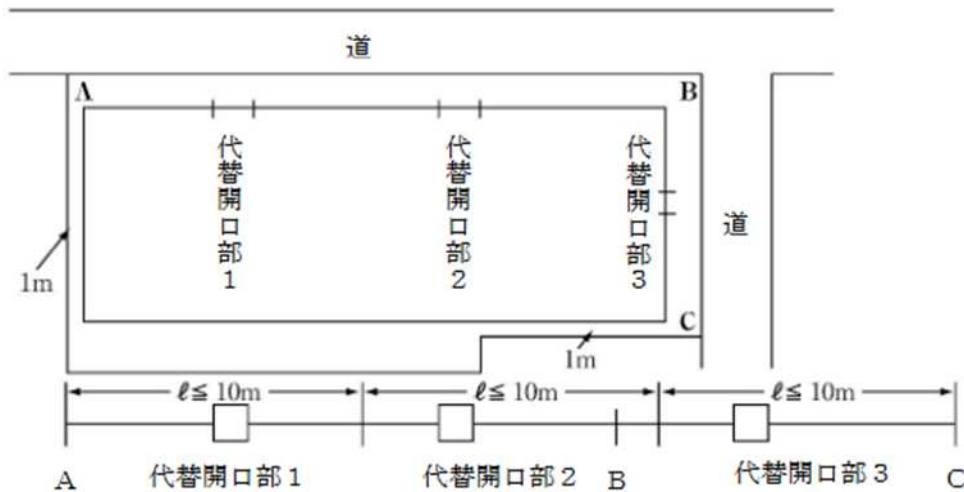
(3) 代替開口部は、進入口と併設できるものであること。この場合、代替開口部と進入口の間隔は、25m以下とすること。

(4) 代替開口部に設けられる開口部は、前3(2)により判断すること。

(5) バルコニー等を有しない代替開口部については、ガラスの破壊による破片が二次的事故につながる可能性があるので、極力外部から開放(外部クレセント等付き)できるものとするのが望ましいこと。

(6) 代替開口部の距離は、概ね10m以内とすること。

建基令では、壁面を10m以内ごとに区分し、代替進入口を当該区分内の随意な位置に設けることとなっている。（図3参照）



第3図

- (7) 代替開口部には、赤色による一辺が20cmの逆正三角形の表示を設けるよう指導すること。ただし、代替進入口であることが明らかであり、かつ、代替進入口としての機能が確保される場合を除く。

5 非常用の進入口の設置を要しない階

建基政令第126条の6の規定に基づき、非常用の進入口の設置を要しない階は、その直上階又は直下階から進入することができるもので、不燃性の物品の保管その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供する階又は次に掲げる国土交通大臣が定める特別の理由により屋外からの進入を防止する必要がある階であること。

- (1) 屋外からの進入を防止する必要がある 特別

次のいずれかに該当する建築物について、当該階に進入口を設けることにより周囲に著しい危害を及ぼすおそれがあるもの

- ア 放射性物質、有害ガスその他の有害物質を取り扱う建築物
- イ 細菌、病原菌その他これらに類するものを取り扱う建築物
- ウ 爆発物を取り扱う建築物
- エ 変電所

- (2) 次に掲げる用途に供する階（階の一部を当該用途に供するものにあつては、当該用途に供する部分以外の部分を1の階とみなした場合に建基政令第126条の6及び第126条の7の規定に適合するものに限る。）に進入口を設けることによりその目的の実現が図れないもの

- イ 冷蔵倉庫
- ロ 留置所、拘置所その他人を拘禁することを目的とする用途
- ハ 美術品収蔵庫、金庫室その他これらに類する用途
- ニ 無響室、電磁しゃへい室、無菌室その他これらに類する用途

（平成12年5月31日 建設省告示第1438号）

なお、保管する物品の不燃性の判断については、梱包材の材質等についても考慮する必要があること。

6 共同住宅の取扱い等

共同住宅が次のいずれかによる場合は、進入口を設けたものとして取り扱うことができる。この場合、次の（１）から（３）までに係る外壁面以外の面については、進入口を設けないことができるものであること。（昭和46年11月30日建設省住指発第 826 号）

- （１） 各住戸に進入可能なバルコニーを設けること。
- （２） 階段室型共同住宅にあっては、各階段室に進入可能な開口部を設けること。
- （３） 廊下型共同住宅にあっては、廊下、階段室その他これらに類する部分に進入可能な開口部を各住戸からその一に至る歩行距離が20m以下となるように設けてあること。

【参考】非常用の進入口に係る条文

建基法	建基政令	建設省告示
第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）	第 126 条の 6 （進入口の設置） 第 126 条の 7 （進入口の構造）	平成12年 5 月31日 第 1438 号 （屋外からの進入を防止する必要がある特別の理由を定める件） 昭和45年12月28日第 1831 号 （非常用の進入口の機能を確保するために必要な構造の基準） 平成28年国土交通省告示 786 号 （一定規模以上の空間及び高い開放性を有する通路その他の構造方法を定める件）